

**保育士養成課程と他の国家資格の養成課程に関する比較研究****—他の国家資格の養成課程制度に関する歴史、現状および課題に関する考察—**

○ 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 木下 めぐみ (会員番号 9104)

上野谷 加代子 (同志社大学・902)、川井 太加子 (桃山学院大学・6100)

小森 敦 (一般社団法人日本社会福祉士養成校協会・6073)、潮谷 有 二 (長崎純心大学・2675)

諏訪 徹 (日本大学・6456)、中谷 陽明 (松山大学・1462)

[キーワード] 社会福祉士、保育士、福祉専門職養成

**1. 研究目的**

本研究は、一般社団法人全国保育士養成協議会が実施した「平成 27 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」(厚生労働省)における「保育士養成課程と他の国家資格の養成課程に関する比較研究」の一部として行ったものである。

研究事業全体の目的は、現行の保育士資格取得方法に関して多面的に比較研究を行うとともに、他の国家資格・国家試験との共通性や相違点について検討を加え、今後の保育士養成課程及び保育士試験のあり方を検討する素材にすることである。

本研究の目的は、社会福祉士・介護福祉士等福祉専門職養成について現状分析を行い、保育士養成課程及び保育士国家試験について提言を行うことである。

**2. 研究の視点および方法**

①先行研究レビュー：社会福祉士・介護福祉士等福祉専門職養成について、文献や資料を用いて、経緯、特色、動向、現状及び課題について整理を行った。

②ヒアリング調査：社会福祉士養成校教員・有識者 3 名、介護福祉士養成校教員 1 名、児童養護研究者・有識者 2 名、社会福祉団体有識者として 1 名に対して、面接方式にてヒアリング調査を実施した。

**3. 倫理的配慮**

ヒアリング調査の対象者に対し、本研究の目的・意義、研究方法、プライバシー及び個人情報保護の保護、研究結果の公表方法等について文書及び口頭で説明を行い、研究への協力の承諾を得た。

**4. 研究結果**

2009 (平成 19) 年の社会福祉士及び介護福祉士法改正によって、社会福祉士・介護福祉士養成校の教員や実習受入施設の実習指導者に対して一定の要件が付された。このことは、実習教育の質の向上に効果があったと評価していた。

また、福祉系国家資格については、保育士や介護福祉士が行う直接援助と社会福祉士が

行う間接的な相談援助が連続性を持って支援を行うことは可能性としてあり得ることであるが、各国家資格の役割や専門性が異なるため、共通部分と相違部分を精査しつつ、検討を行う必要があるとしていた。

## 5. 考 察

### ①提言1：福祉系国家資格取得者の保育士資格取得の負担軽減（試験科目免除等）

社会福祉士養成カリキュラムにおいて、保育士養成カリキュラムの内容と同等もしくはそれ以上の内容を含んで教育を行っている科目を履修した者については、保育士国家試験を受験する際に試験科目の一部免除を検討すべきである。

### ②提言2：保育士国家試験科目「社会的養護」の再編

児童虐待や家庭の貧困等を理由に児童養護施設に入所する子どもが増加している現状を踏まえると、児童虐待やそのリスクを発見しやすい立場にある保育士が社会的養護に関する知識を修得することは重要であることから、「社会的養護」の科目を独立した1科目にし、これまで以上に時間を割いて教育を行うことを提案する。

### ③提言3：今後の保育士実習（地域での実習）

保育所外の地域においても保育に関するニーズが高まっていることから、保育士が保育所や児童養護施設等だけでなく、地域で子どもや家族の支援を行っている施設・機関等においても実習を行うことについて検討することを提案する。

### ④提言4：実習指導者の要件（実務経験や講習会受講等）

社会福祉士及び介護福祉士養成においては、実習指定施設が実習生を受け入れる場合、実務経験の有無や講習会を修了した実習指導者が配置されていなければならないとしている。調査<sup>(注1)</sup>やヒアリング調査結果から、要件を定めたことにより、実習指導者の実習に対する意識及び実習指導内容が向上し、教育効果があったことが明らかになっている。そのため、保育士養成においても、実習教育をより効果的に行うために、保育実習の実習指導者に一定の要件を課すことについて検討するべきである。

### ⑤提言5：保育士養成課程の実習担当教員に対する講習会の義務化

実習指導者と同様に、社会福祉士及び介護福祉士養成において実習・演習科目を担当する教員等に対して、一定の要件が定められている。法施行後6年が経過した現在の社会福祉士養成における課題としては、全ての実習指導者に講習会の受講が義務づけられているのに対し、社会福祉士養成校の実習担当教員には義務づけられておらず、養成に携わっている教員全てに実習教育に対する共通認識が十分になされていないことである。これらを踏まえ、保育士養成課程において実習担当教員に関する見直しを行うのであれば、講習会の義務化の可能性についても検討することを提案する。

(注1) 調査とは、一般社団法人日本社会福祉士養成校協会が2015(平成26)年に実施した「社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と、社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する調査事業(実施報告)」である。